様式第２（その４）（第７条、第11条、第12条関係）　　　　　　　　　　　　　（条例別表第２　小規模特定施設用）

適合状況項目表

（第１面）

【１　敷地内の通路】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | 整備の状況 | 備考 |
| １　有効幅員：140㎝以上 | 最小有効幅員（　　　㎝） |  |
| ２　段の有無（ない場合は、３～10は記入しないこと。） | □有・□無 |
| 段がある場合 | ３　傾斜路の併設の有無 | □有・□無 |
| ４　昇降機の併設の有無 | □有・□無 |
| 段の構造 | ５　回り階段としないこと。 | □回り階段あり□回り階段なし |
| ６　手すりを設けること。 | □有・□無 |
| ７　段鼻を滑りにくくすること。 | □有・□無 |
| ８　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | □有・□無 |
| ９　色等により段を容易に識別できるものとすること。 | □有・□無 |
| 10　段鼻をつまずきにくい構造とすること。 | □有・□無 |
| 11　表面を滑りにくく、平たんにすること。 | □有・□無 |
| 12　横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとすること。 | □排水溝がない□有・□無 |
| 13　傾斜路の有無　（ない場合は、14～21は記入しないこと。） | □有・□無 |
| 傾斜路がある場合 | 14　表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | □有・□無 |
| 15　手すりの設置の有無※手すりが必要な場合・勾配が1/12を超える場合・高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える場合 | □手すり不要□有・□無 |
| 16　色等によりその存在を容易に識別できるものとすること。 | □有・□無 |
| 17　両側に転落を防ぐ構造を設けること（側面が壁面の場合を除く。）。 | □転落のおそれなし□有・□無 |
| 18　有効幅員　段に代わるもの：140㎝以上　　　段に併設するもの：90cm以上 | 最小有効幅員（　　　cm） |
| 19　傾斜路の勾配：1/15以下　（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下） | 最大勾配（１／　　） |
| 20　高さ75cm以内ごとに踏幅150㎝以上の踊場を設けること（勾配が1/20を超える場合）。 | □高さ75㎝未満□有・□無 |
| 21　傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：150㎝以上 | 最小長さ（　　　㎝） |
| 22　戸の有無（ない場合は、23及び24は記入しないこと。） | □有・□無 |
| 戸がある場合 | 23　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | □常に開放□有・□無 |
| 24　前後に高低差がないこと。 | □高低差あり□高低差なし |

（第２面）

【２　直接地上へ通ずる出入口】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整　備　基　準 | 整備の状況 | 備考 |
| １　有効幅員：90cm以上 | 最小有効幅員（　　　cm） |  |
| ２　段を設けないこと。 | □段あり□段なし |
| ３　戸の有無（ない場合は、４及び５は記入しないこと。） | □有・□無 |
| 戸がある場合 | ４　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | □常に開放□有・□無 |
| ５　前後に高低差がないこと。 | □高低差あり□高低差なし |

【３　努力義務】

|  |
| --- |
| 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則第34条の特定施設の新築等をしようとする者の努力義務について措置したものを記入してください。 |
|  |

（注意）１　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

　　　　２　整備の状況欄は、該当する□にレ印を付すとともに、数字を記入してください。

　　　　３　基準に適合しない場合には、「備考」欄に措置の状況を記入してください。

　備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。